東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.47

発行：東濃西部広域行政事務組合

改正保険業法

「保険」に関する法律のうち、国が保険会社等を監督するための「保険業法」が改正され、２０１６年５月２９日から施行されました。この改正は、保険の銀行窓口で販売開始や、保険ショップと言われる来店型保険販売店の増加など、近年の保険販売の変化に対応したものです。本改正は①顧客の意向把握義務②顧客への情報提供義務③比較販売における推奨理由の説明義務などの内容が盛り込まれ、いずれも、消費者にとって保険をわかりやすくするための制度を整えたものです。

消費者も、新しく保険に加入する際は「こういう保険に入りたい」「この保険の保障内容と注意点は何か」「この保険を勧める理由は何か」などの自らの意思を伝え、商品選択をする主体として双方向のコミュニケーションをとり、納得できる保険を選びましょう。

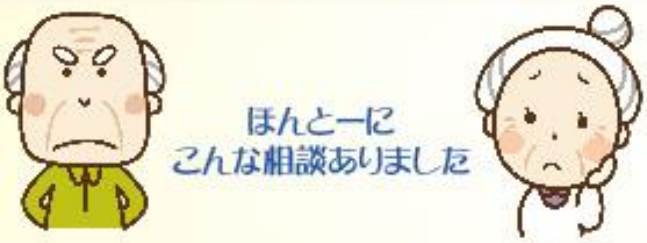

自宅に「オリンピック財団のものです。東京オリンピックのチケット購入を２００万円で申込みいただいた件です」と電話があった。「申込んでいない」といったが、名前と自宅住所を知っていたので不審に思い、「今から電話を録音する」というと電話を切られた。

リオデジャネイロのオリンピックが終わり、次は２０２０年東京オリンピックです。このような内容の様々な勧誘が今後、増えると思われます。ご注意ください。消費者庁から、平成２８年８月２日に上記事例について注意喚起がなされています。

8月の相談件数

新規・継続合計　（■=10件 ▮=1件）

店舗購入	■▮▮▮▮▮▮▮▮▮▮	19件
訪問販売	▮▮▮▮▮▮▮▮	8件
訪問購入	▮	1件
通信販売	■■■▮▮▮▮▮▮▮	36件
連鎖販売	▮▮▮▮▮▮	6件
電話勧誘	▮▮▮▮	4件
送り付け商法		0件
無店舗販売		0件
不明・無関係	■▮	11件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時　間／10:00～16:00　　相談料／無料
相　談／原則予約制　　予　約／相談を受けたい窓口
※原則、相談は住居地ですが、住居地以外の窓口を利用することもできます。

月・木曜日　多治見市役所本庁舎 くらし人権課／22-1111

火曜日　瑞浪市役所 生活安全課／68-9748　　金曜日　土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合　消費生活巡回相談事業